本宮市農業委員会 令和3年7月総会 議事録

- 1. 開催日時 令和3年7月19日(月)午後1時30分
- 2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
- 3. 出席委員

農業委員会委員

1番	渡邉 謙輔	2番	遠藤	政幸	3番	國分	政利
4番	伊藤 隆一	5番	石橋	廣基	6番	三瓶	和彦
7番	渡邊 善幸	8番	三瓶	修藏	9番	渡辺	喜一
農地利用品	農地利用最適化推進委員						
1番	國分 隆一	2番	川名	和弘	3番	遠藤	栄太郎
4番	國分 政彦	5番	遠藤	俊雄	6番	阿部	修司
8番	遠藤 正任	9番	國分	保	10番	大内	俊之
11来	佐九木 洁史	1 9 釆	佐藤	捕衞			

- 11番 佐々木 清忠 12番 佐藤 博衛
- 4. 欠席委員 推進委員 7番 佐藤 一徳委員
- 5. 遅参委員 なし
- 6. 職 員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 副主査 弓田 周平
- 7. 書 記 事務局(農地係副主査 弓田 周平)

事務局長	それでは、次第により進めさせていただきます。
	欠席の通告は、推進委員 7 番 佐藤一徳委員です。遅刻の通告は、ありま
	せん。
	それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会7月定例会を開会いたします。
事務局長	続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議
	長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
	次に議事録署名委員を指名いたします。
	農業委員7番 渡邊善幸 委員
	農業委員8番 三瓶修藏 委員
	を指名いたします。
	次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。
会長 渡辺喜一	日程に従いまして、
	5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。
	農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(4番 伊藤隆一 委員)

ᄪᄱᄺᅖ	調本委員長に選げされました 伊藤阪 ベナ 人同は 二海族達委員 阿
農地転用現地調	調査委員長に選任されました、伊藤隆一です。今回は、三瓶修藏委員、阿朝佐司孟昌、佐か古津中孟昌で謂本な実体しました。
查委員長	部修司委員、佐々木清忠委員で調査を実施しました。
	去る7月12日、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立
	会いのもと9件の現地を調査いたしました。
	議案第38号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法
	第5条第1項の規定に基づくもので、「駐車場敷地が2件」、「店舗敷地が1件」、
	「一般住宅敷地が2件」、「建売分譲・宅地分譲敷地が1件」、「残土捨場敷地
	が1件」、「貸事務所・宅地分譲敷地が1件」、「太陽光発電設備敷地が1件」
	です。
	いずれの申請地も土砂等の流出及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確
	認いたしました。
	よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断いたしました。
	以上、現地調査委員会の報告といたします。
会長 渡辺喜一	続いて、6 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせま
	す。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
	6月定例会許可分は、6月25日付で、許可指令証を交付いたしました。
会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。
	それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	議案第36号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」農
	地法第3条の規定に基づく議案を上程します。
	件番1について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。
	議案第36号農地法第3条の規定に基づく、「許可処分の取消願出」、件番1
	は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第36号農地法第3条の規定に基づく、「許可処分の
	取消願出」、件番1は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第37号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第
	5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。
	件番1について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長	渡辺喜一	事務局長
事務局長		(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第37号農地法第5条第1項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番
		1は許可することに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第37号農地法第5条第1項の規定に基づく、「事業
		計画の変更」、件番1は許可することに決定いたしました。
会長	渡辺喜一	次に、議案第38号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第
		5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。
		件番1について事務局の説明を求めます。
事務周	 司長	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務周	 司長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに
		異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番2について事務局の説明を求めます。
事務周	 司長	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務周	 司長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	-	議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番2は許可することに
		異議ありませんか。
		(異議なし)

会長		異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番2
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番3について事務局の説明を求めます。
事務周	 引長	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務周	 哥長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番3は許可することに
		異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番3
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番4について事務局の説明を求めます。
事務周	司長	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務周	司長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番4は許可することに
		異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番4
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番5について事務局の説明を求めます。
事務周	哥長	議長
会長 渡辺喜一		事務局長
事務局長		(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番5は許可することに

		異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番5
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番6について事務局の説明を求めます。
事務周	 司長	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務周	 司長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番6は許可することに
		異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番6
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番7について事務局の説明を求めます。
事務周	帚長	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務周	司長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番7は許可することに
		は異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番7
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番8について事務局の説明を求めます。
事務局長		議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務周		(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)

		,
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番8は許可することに
		異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番8
		は許可することに決定いたしました。
		次に、件番9について事務局の説明を求めます。
事務局	長	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務局	最長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番9は許可することに
		異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番9
		は許可することに決定いたしました。
会長	渡辺喜一	それでは、次に、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」を上
		程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	·····································	議長
会長	渡辺喜一	事務局長
事務局	昂長	(事務局朗読・説明)
会長	渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
		(質疑)
会長	渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
		議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長よ
		り送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異議なし)
会長	渡辺喜一	異議なしと認め、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」の議
		案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。
		以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長		本日の日程、全部を終了いたしました。
		閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職	 战務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会7月定例会を閉会いたします。

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長	渡辺	喜一		
議席7番委員	渡邊	善幸		
<u> </u>	~~~			
議席8番委員	三瓶	修藏		
F4/////14 - HI // // /		1- 1/194		